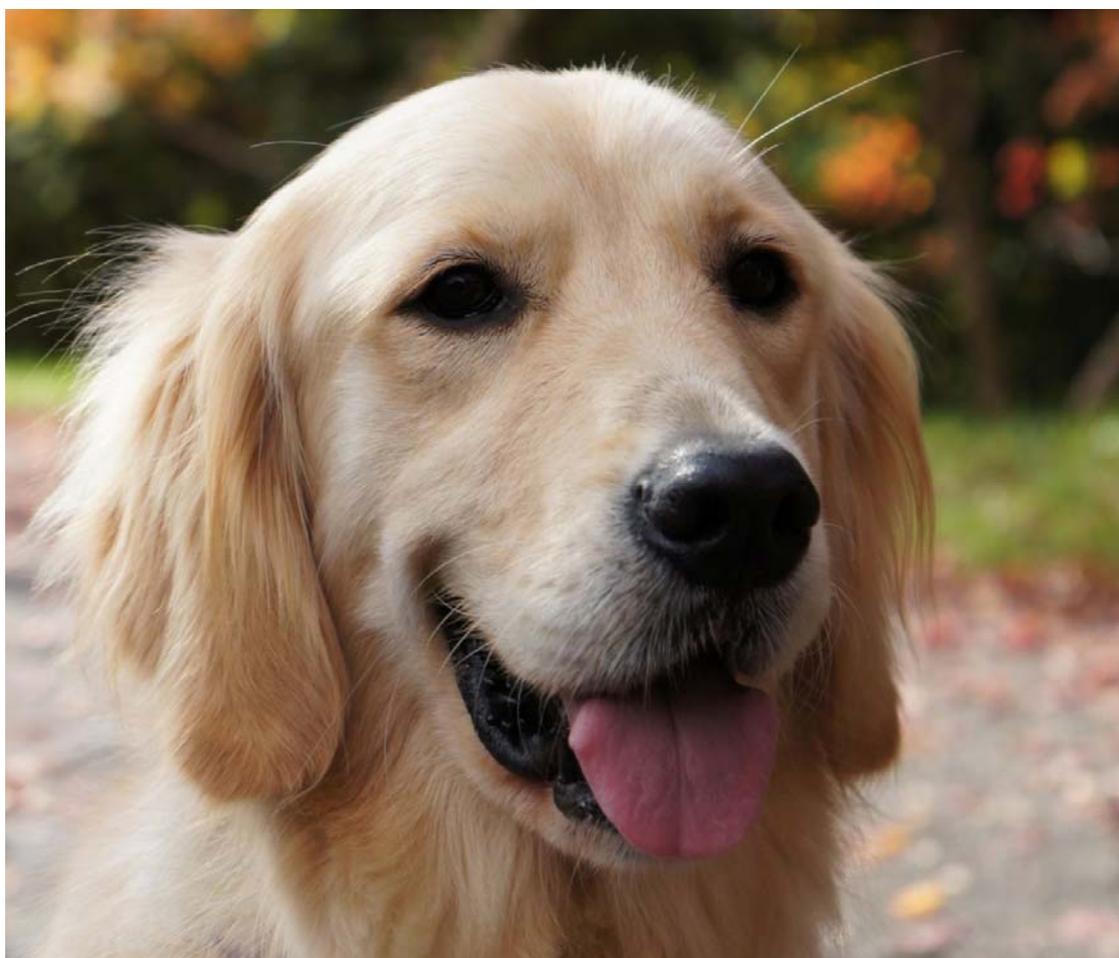


平成23年度

# 事業概要



ポテト（事業犬）

名古屋市動物愛護センター

# 基本理念

1. 動物の生命を尊重し、その健康と福祉の増進に努めます。
2. 人と動物のきずなを確立するとともに心豊かな市民生活の構築に努めます。
3. 動物の愛護と適正飼養に関する知識・技術の習得に努め、市民への普及啓発を図ります。

# 目 次

## I 概 況

1	沿 革	1
2	機構と分掌事務	3
3	職 員	4
4	施 設	
(1)	施 設 名	4
(2)	所 在 地	4
(3)	規 模	4
(4)	建築工事費及び開設年月日	4
(5)	犬・猫舎室数	4
(6)	配 置 図	5
(7)	建物平面図	6
5	行政組織の系統図	8

## II 事業の概要

1	平成23年度年間事業内容	9
2	愛護指導業務	
(1)	愛護館における普及啓発活動	11
(2)	動物愛護を啓発する各種教室等の開催	12
(3)	動物介在活動	15
(4)	犬猫等の適正飼養を 普及・啓発するための教室・事業等の開催	16
(5)	犬猫の飼主募集、飼い方教室及び譲渡	20
(6)	展示舎における犬猫の飼養管理	25
(7)	動物愛護週間行事	26
(8)	動物取扱責任者研修	27
(9)	動物愛護・適正飼養 ・人獣共通感染症等に関する講習会への講師派遣	27
(10)	愛護指導班の活動	27

3	管理指導業務	
(1)	狂犬病予防業務	29
(2)	犬・猫の引取り業務	31
(3)	自活不能猫の収容業務	32
(4)	負傷動物に関する業務	32
(5)	失踪動物・保護動物の捜索に対する飼主への協力	32
(6)	殺処分及び焼却	33
(7)	処分犬の評価	33
(8)	こう傷犬の検診	33
(9)	逃走特定動物の捕獲協力及び一時保管	34
4	その他の事業等	
(1)	職員研修	34
(2)	全国会議等	34
(3)	福島第一原子力発電所周囲の警戒区域内における動物の保護活動	34
(4)	トキソプラズマ検診	34
5	関係機関一覧	35
III	<u>統 計</u>	
1	狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業（区別、月別）	36
2	捕獲及び返還状況（区別、月別）	38
3	指導班活動状況（区別、月別）	40
4	殺処分頭数	42
5	狂犬病予防事業 及び動物愛護に関する事業推移表その1（年度別）	43
6	狂犬病予防事業 及び動物愛護に関する事業推移表その2（年度別）	44
7	愛護指導業務に関する事業推移表	
(1)	譲渡頭数	45
(2)	事業別実績数	46
IV	<u>名古屋市動物愛護センター案内図</u>	47

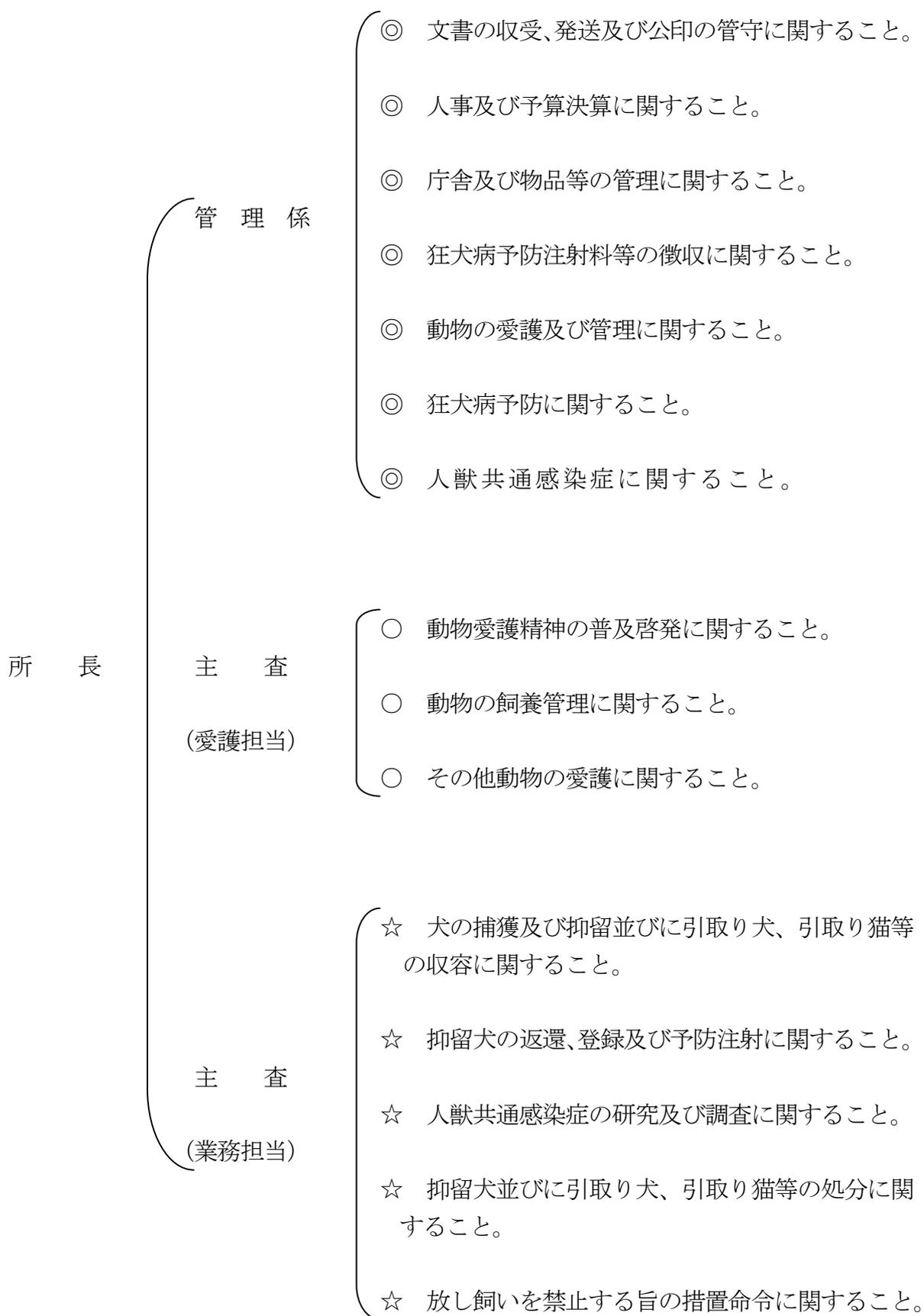
# I 概 況

## 1 沿 革

- 昭和 26 年 4 月 狂犬病予防法第 21 条の規定による抑留施設を中川区に設置し、犬抑留所の業務を開始した。
- 昭和 29 年 11 月 本館・事務所・車庫・焼却室を竣工、これを契機に民間に背負わせていた犬の捕獲や処分の業務を市が直接実施することとし、兼任の狂犬病予防員 1 名と臨時職員 6 名の陣容で出発、名称を名古屋市犬抑留所とした。
- 昭和 35 年 1 月 名古屋市飼犬等規制条例が施行され、これに伴い人員器材を強化した。
- 昭和 39 年 4 月 名古屋市飼犬指導所と名称を変え、機構改革により係長公所として独立した。
- 昭和 44 年 9 月 千種区に東分所を新たに設置、中川区の施設を本所として市域を東西に二分して各々の分担地区を定めた。
- 昭和 45 年 4 月 機構改革により課長公所に昇格、本所に業務第一係、東分所に業務第二係をおき、2 係制とした。
- 昭和 49 年 4 月 動物の保護及び管理に関する法律が施行された。
- 昭和 51 年 5 月 名古屋市動物指導センターと名称を変え、動物の保護及び管理に関する業務を開始した。
- 昭和 59 年 9 月 動物愛護センター（仮称）建設開始に伴い、東分所を廃止し、本所に合併した。
- 昭和 60 年 9 月 旧東分所及び隣接区域に愛護館、管理棟、車庫を竣工、動物愛護センターと名称を変えた。これに伴い本所を廃止した。  
また、機構改革により、管理係、主査（業務担当）及び主査（愛護担当）の 1 係 2 主査制とし、愛護事業を強化した。
- 平成 4 年 3 月 展示室及びワンワン教室等の改装を行い、愛護館設備の充実を図った。  
愛護館開設以来、来館者 50 万人を達成した。
- 平成 9 年 4 月 愛護館開設以来、来館者 100 万人を達成した。

- 平成 10 年 3 月 管理棟自動追込機・処分機の改装を行った。
- 平成 12 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律が改正され、動物の愛護及び管理に関する法律として 12 月 1 日より施行された。
- 平成 13 年 4 月 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例が 4 月 1 日から施行された。
- 平成 14 年 5 月 失踪保護動物情報管理システムを導入し、センターの収容動物の画像を保健所窓口で見ることが出来るようになった。
- 平成 16 年 11 月 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例が、11 月 1 日から施行された。
- 平成 17 年 4 月 名古屋市動物愛護センター動物譲渡要項を制定し、成犬の飼主募集を開始した。
- 平成 18 年 6 月 動物の愛護及び管理に関する法律及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例が改正され、6 月 1 日から施行された。
- 平成 21 年 4 月 マイクロチップによる所有明示措置を普及するために、当センターから譲渡する動物には、飼主の負担でマイクロチップを装着しすることを義務付けた。
- 平成 22 年 7 月 一般家庭に譲渡するまでに、訓練や治療等のケアが必要なものや、長期にわたり飼主が見つからない犬猫を一時保護し、適切な飼主を探して譲渡する譲渡ボランティアの登録制度を開始した。
- 平成 23 年 4 月 犬猫の引取りが有料化された。

## 2 機構と分掌事務



### 3 職 員

	課 長	係 主 長 査	主 事	獣 医 師	狂犬病予 防技術員	業 務 士	嘱 託 員	計
所 長	1※							1
管 理 係		1	3			1		5
愛護担当 業務担当		2※		4※	15		8	29
計	1	3	3	4	15	1	8	35

※印 狂犬病予防員 計7名

### 4 施 設

- (1) 施設名 名古屋市動物愛護センター  
 (2) 所在地 名古屋市千種区平和公園二丁目 106 番地  
 (3) 規 模

\* 敷地面積 8,592 m<sup>2</sup>

\* 建物面積 総延 1,470.90 m<sup>2</sup>  
 管 理 棟 (鉄骨造 2階建) 延 695.54 m<sup>2</sup>  
 愛 護 館 (鉄筋コンクリート造 2階建) 延 575.05 m<sup>2</sup>  
 車 庫 (鉄骨造 平屋建) 延 200.31 m<sup>2</sup>

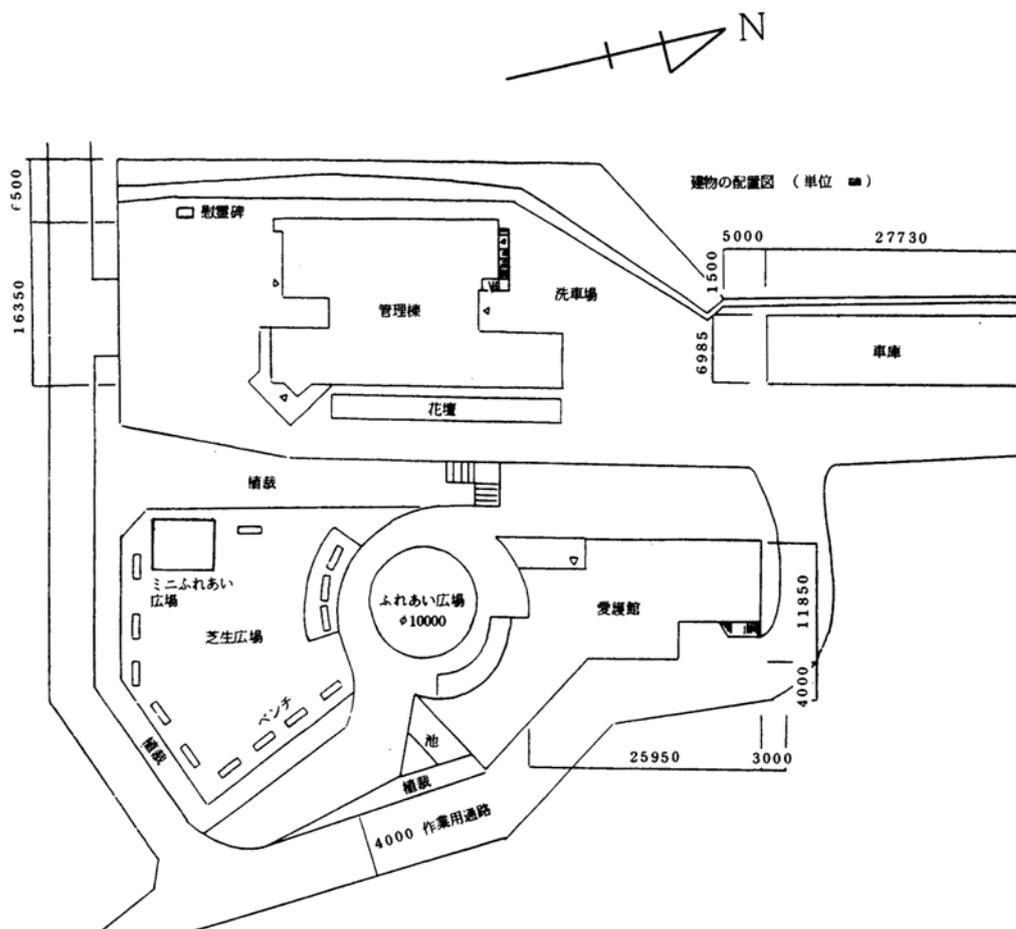
- (4) 建築工事費及び開設年月日

\* 総工事費 460,896 千円  
 \* 建築費 383,396 千円  
 \* 修景工事等 77,500 千円  
 \* 開設年月日 昭和60年9月1日

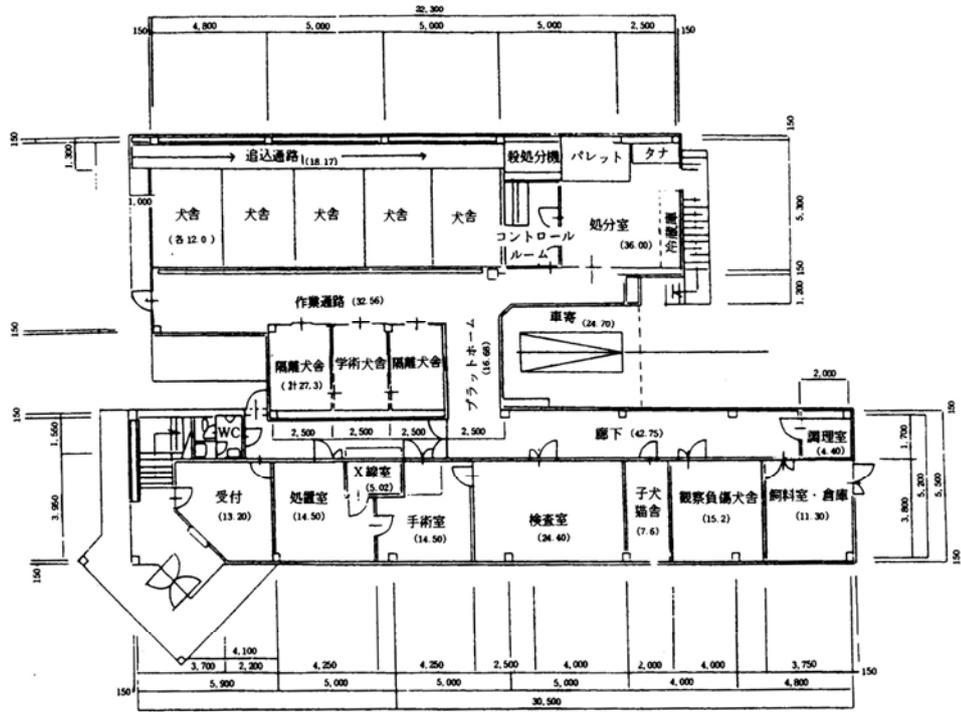
- (5) 犬・猫舎室数

管 理 棟			愛 護 館		
収容室名	室 数	面 積	収容室名	室 数	面 積
成 犬 舎	5室	60.0 m <sup>2</sup>	子 犬 舎	9室	27.0 m <sup>2</sup>
隔 離 犬 舎	2室	18.2 m <sup>2</sup>	子 猫 舎	1室	3.0 m <sup>2</sup>
学 術 犬 舎	1室	9.1 m <sup>2</sup>	ケ ー ジ	9室	1.8 m <sup>2</sup>
観 察 負 傷 犬 舎	8室	15.2 m <sup>2</sup>			
子 犬 子 猫 舎	1室	7.6 m <sup>2</sup>			

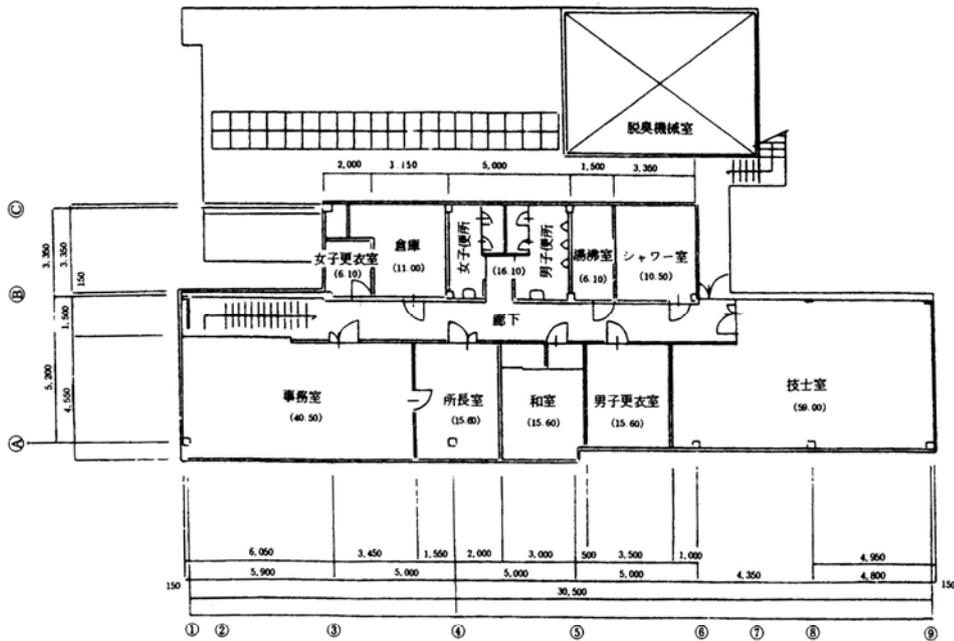
(6) 配置図



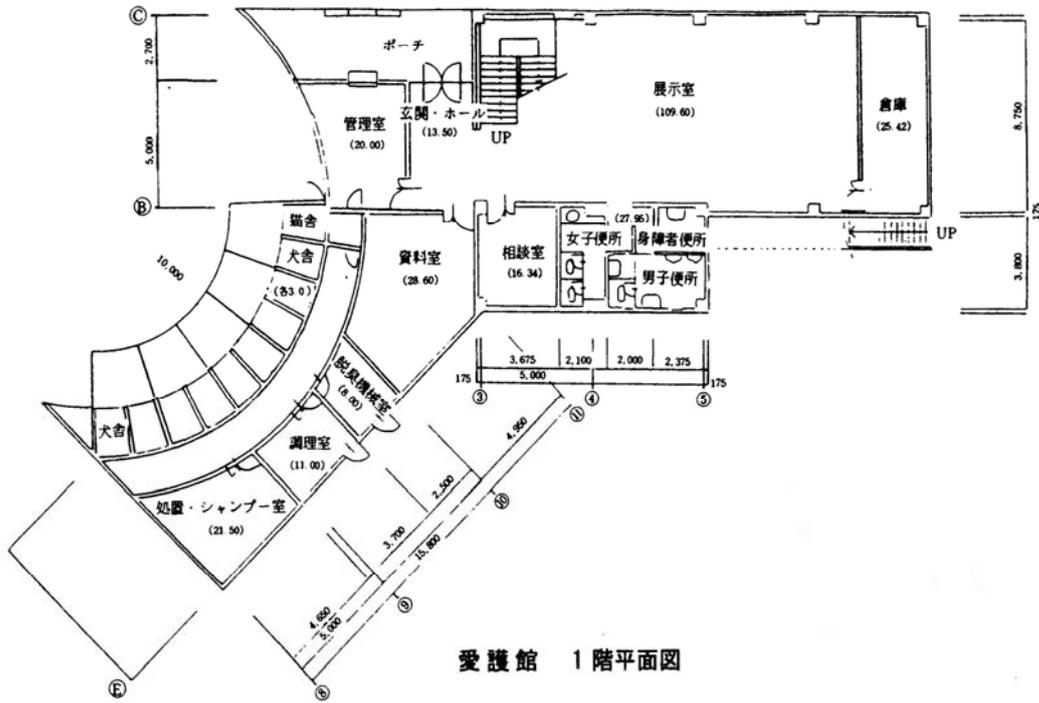
(7) 建物平面図



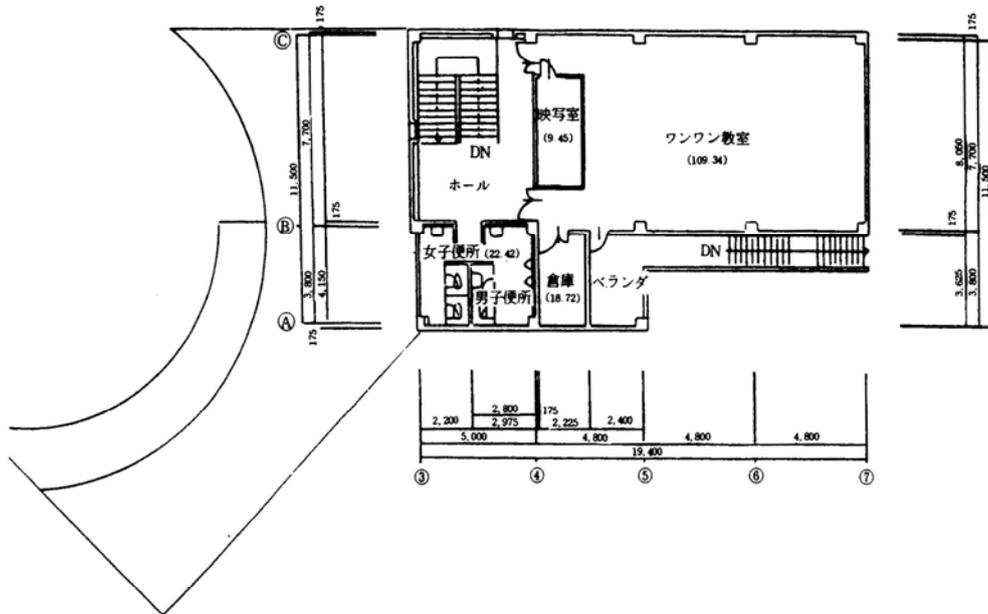
管理棟 1階平面図



管理棟 2階平面図

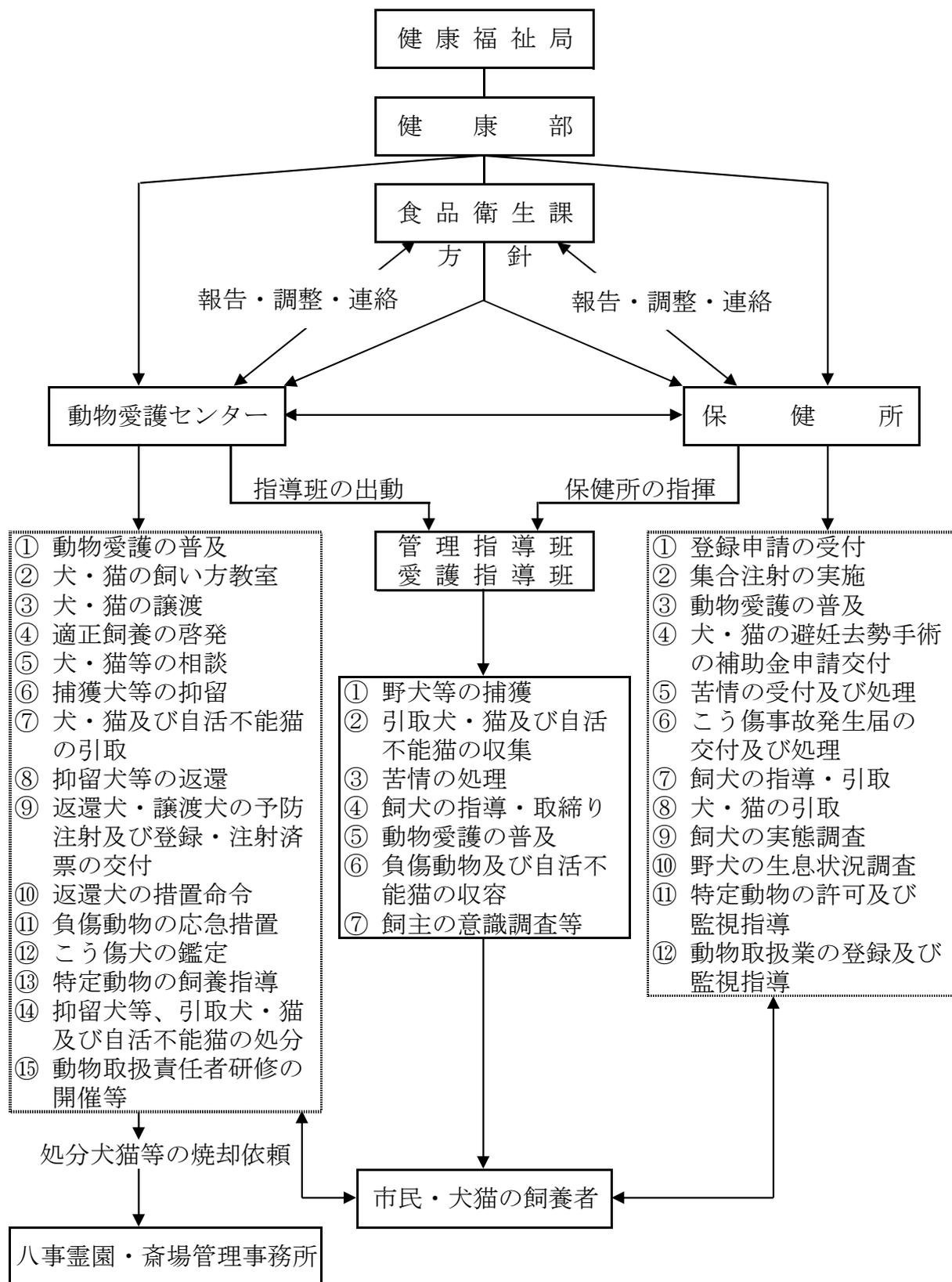


愛護館 1階平面図



愛護館 2階平面図

5 行政組織の系統図（平成12年4月1日から組織改正）



※ 自活不能猫とは、自力で生活できない子猫のことをいう。

## Ⅱ 事業の概要

本市動物愛護センターは、名称の示すように動物愛護を基本理念として、動物愛護業務を推進している。従来の業務である飼犬等の管理指導業務もその精神を加味し、対策をたてている。

業務は狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例及び安心・安全で快適なまちづくりなごや条例に基づき実施している。

当センターにおける業務体制は、動物の適正飼養と動物愛護の普及・啓発を行う「愛護指導業務」と犬の捕獲・抑留及び犬・猫の引取り等を行う「管理指導業務」に分けている。

また、各々の業務については、毎年事業計画を作成し実施している。

## 1 平成23年度年間事業内容

### (1) 愛護指導業務

	事業内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
所 内 業 務	ふれあい広場の開放	年間を通じて実施												
	展示室・資料室の開放	年間を通じて実施												
	動物愛護を啓発する教室	年間を通じて実施												
	ワンニャンなごやか教室	年間を通じて実施												
	犬猫の飼主募集・譲渡・飼い方教室	年間を通じて実施												
	子犬の飼主募集会	随時実施												
	犬のしつけ方教室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	パピー教室	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
	問題犬のためのしつけ方教室		1	1						1				
	今から考えよう！高齢犬猫のケア											2		
	猫と遊ぼう！	2	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2
	飼育・しつけ相談	年間を通じて実施												
	ワンニャンスクール				1	1								1
	夏休み愛護館ガイドツアー				1	4								
	犬猫のひみつ「もっと知ろう！犬猫」				1	2								
	夏休み動物の飼い方教室					1								
	WanニャンふれあいDay							1						
	慰霊祭							1						
	施設見学会							1						
高齢者とワンニャンふれあい広場								13					1	
所 外 業 務	巡回指導・立看板の設置	年間を通じて実施												
	移動しつけ教室・しつけ相談	年間を通じて実施												
	移動ふれあい教室	年間を通じて実施												
	移動ワンニャンなごやか教室	年間を通じて実施												
	動物フェスティバル							1						

(注) 数字は、開催回数を示す。

## (2) 管理指導業務

### 管 理 指 導 業 務

事 業 内 容		事 業 計 画	
所 外 業 務	犬の捕獲	年 間 を 通 じ て 実 施 緊急性等により、早朝・薄暮等の時間外及び、 土・日・祝日についても出動している。	
	野犬重点地域の巡回調査・監視	年 間 を 通 じ て 実 施	
	保健所に持ち込まれた引取犬猫の収集	月曜日～金曜日 保健所からの受付時間は午前 11 時まで	
	保健所に持ち込まれた又は現地での負傷動物の収容	年 間 を 通 じ て 実 施 緊急性等により、早朝・薄暮等の時間外及び、 土・日・祝日についても出動している。	
	保健所に持ち込まれた又は現地に放置された自活不 能猫の収容		
	特定動物の捕獲協力		
所 内 業 務	動 物 舎 業 務	捕獲犬の抑留	年 間 を 通 じ て 実 施
		収容動物（捕獲犬・引取犬猫・負傷動物・自 活不能猫）の飼養管理	
	センターに持ち込まれた引取犬猫及び自活 不能猫の引取り（引取犬猫は有料）	月曜日～土曜日 午前 8 時 45 分～午後 4 時	
	失踪動物を捜索する方に動物舎内の犬猫等 をみせる。	月曜日～土曜日 午前 8 時 45 分～午後 4 時	
	飼主への返還・譲渡がされなかった収容動物 （捕獲犬・引取犬猫・負傷動物・自活不能猫） の殺処分と市立八事霊園への焼却依頼	年 間 を 通 じ て 実 施	
	狂 犬 病 予 防 業 務	返還犬の登録・狂犬病予防注射	月曜日～土曜日 午前 8 時 45 分～午後 4 時
		譲渡犬の登録・狂犬病予防注射	年 間 を 通 じ て 実 施
		処分犬の評価	年 間 を 通 じ て 実 施
		こう 傷 犬 の 鑑 定	年 間 を 通 じ て 実 施
	迷子動物・保護動物の捜索に対する飼主への協力		年 間 を 通 じ て 実 施

## 2 愛護指導業務

### ○ 動物の適正飼養及び動物愛護の普及・啓発

動物の愛護及び管理に関する法律、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例、安心・安全で快適なまちづくりなごや条例に基づき、愛護館の開設、各種教室・事業等を実施し、動物の適正飼養及び動物愛護の普及・啓発を行っている。

また、引取犬・猫及び収容期間が満了した犬等について、生命尊重と地域の模範となる飼主の育成を目的として、飼主を募集し譲渡をしている。

高齢者等を対象として、やすらぎやコミュニケーションの活性化等を期待して行う動物介在活動を実施している。

#### (1) 愛護館における普及啓発活動

##### ア 開館時間

午前9時30分～午後4時30分

月曜日休館（ただし、祝日の場合は翌日が休館となる）

##### イ ふれあい広場

犬と直接ふれあうことが出来る施設として「犬のふれあい広場」を設けている。午前10時、11時、午後1時30分、2時30分から30分ずつ4回開放し、数頭の犬とふれあうことができる。

##### ウ 展示室

子供たちを対象とした展示室には、犬と猫の生理・生態・習性などを、分かりやすく紹介している。

各コーナーの内容は、以下のとおりである。

- ・ 犬の祖先（ローターサイン）  
犬の祖先についての解説。
- ・ 世界の犬（コルトン）  
世界の犬の中から、代表的な30品種を紹介。
- ・ 犬、猫回転ムービー（回転ドラム）  
回転ドラムで犬・猫の走っている動きを表現。
- ・ 世界の猫（コルトン）  
世界の猫の中から、代表的な20品種を紹介。
- ・ 犬・猫の検索システム（レーザーディスク）  
犬・猫の習性及び愛護館の業務を、オリジナルビデオで紹介。
- ・ ワンヤンクイズ2台（コンピューター）  
犬や猫について、コンピュータークイズで楽しみながら学習する。
- ・ 錯覚パネル（パネル）  
目の残像現象を利用して、赤色の犬をオリに入っているように見せる。

- ・ おかあさんはどこ（パネル）  
子犬と母犬のパネルを合わせる。
- ・ 犬・猫の音楽隊（人形）  
犬と猫の人形が、犬・猫に関係のある音楽に合わせて踊る。
- ・ 犬の体、猫の体（パネル）  
犬と猫の体の特徴や代表的な病気をパネルで解説。
- ・ 人と犬の出会い（マジックビジョン）  
ジオラマをバックに、人と犬の出会いの状況をマジックビジョンで解説。
- ・ 暮らしに役立つ犬（パネル）  
人の仕事に役立っている使役犬の中から、盲導犬・警察犬を紹介。
- ・ その他  
譲渡した犬猫、動物愛護図画を展示・紹介

## エ 資料室

資料室には、犬・猫に関する絵本から専門書まで、幅広い分野にわたる図書がそろえてあり、大人から子供まで自由に学習の出来るワンちゃんライブラリーとなっている。

## オ ワンワン教室

愛護館 2 階にあり、120 インチビデオスクリーン、ビデオプロジェクター等の視聴覚装置を完備した教室で、なかよしワンワン教室、動物愛護教室、犬のしつけ方教室、子犬の飼主募集会などの様々な事業に活用している。

## (2) 動物愛護を啓発する各種教室等の開催

### ア 所内開催

#### (ア) なかよしワンワン教室

幼稚園児、保育園児、小学生及び子供会等の団体を対象に、犬や猫について正しい知識を持たせるとともに、動物とのふれあいという貴重な体験から命の尊さを伝え、動物を愛し相手を思いやるやさしい心を育てることを目的に行う教室である。

この教室のカリキュラムの基本型は、犬・猫の正しい抱き方や接し方の説明とふれあい広場等でのふれあい体験である。犬猫の生理・生態についても解説している。



◎開催回数と参加人数

	幼稚園・保育園児		その他		合計	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
23年度	15	576	1	29	16	605

(イ) 動物愛護教室

小学生、中学生、高校生、大学生及び専門学校生などの団体を対象に、なかよしワンワン教室の内容に加え、愛護館に併設している管理棟で殺処分されている犬猫の現状を伝えることにより、動物との共生について考えてもらう教室である。

この教室のカリキュラムの基本型は、愛護館の見学、ふれあい広場等での犬猫とのふれあい体験と講義である。

講義では、管理棟で殺処分されている犬・猫のデータ等を示している。また、希望等がある場合は、管理棟の抑留施設などを見学させている。



◎開催回数と参加人数

	小学生		中学生		高校生		大学生		専門学校生		その他		合計	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
23年度	13	560	45	412	1	13	7	22	10	208	14	106	90	1,321

(ウ) 動物体験教室

小学生、中学生、高校生、大学生及び専門学校生などの団体を対象に、犬猫の飼養管理を体験させる教室である。中学生が職場体験教室として訪れたり、専門学校生が実習として訪れることが多い。

この教室のカリキュラムの基本型は、犬猫とのふれあい、給餌、飼養施設の清掃、ブラッシング・シャンプー・爪切りなどの手入れ、犬の散歩等の実習と、犬猫の生理・生態や動物の愛護と適正飼養等に関する講義である。

◎開催回数と参加人数

	中学生		高校生		専門学校生		大学生		合計	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
23年度	35	117	3	9	14	55	5	10	57	191

(エ) ワンニャンスクール

小学生を対象に開催し、犬猫の生理・生態・習性等を学習させるとともに、犬猫の世話や健康管理等を体験させることにより、正しい飼い方や接し方を啓発する教室である。夏休みに2回<一日コース(対象学年3~6年生)・半日コース(対象学年1~3年生)>と、春休みに1回<一日コース(対象学年1~6年生)>開催し、84人の参加を得た。



(オ) 夏休み愛護館ガイドツアー

センターの仕事の内容や、犬猫が多数殺処分されている現状を、スライドを使ってわかりやすく説明し、動物の愛護及び終生飼養等を啓発する教室である。併せて、命の尊さを伝えるために、犬猫のふれあいを行っている。

平成23年度は、小中学生を対象に夏休み期間中に5回開催し、251人の参加を得た。



(カ) もっと知って楽しく遊ぼう！—犬猫のひみつ—

夏休みに、小学生を対象に開催した。犬猫の生理・生態・習性等をスライドを使って説明した後に、実際に犬猫を観察させたり、触れさせることにより、犬猫に対する正しい理解を深めた。

平成23年度は、3回開催し、140人の参加を得た。



(キ) 夏休み動物の飼い方教室

実際に、犬・猫・ウサギ・ハムスター・小鳥等を展示して、動物を飼う前に考えなければならないことを説明し、併せてそれぞれの飼い方やふれあい方を解説する教室である。

平成23年度は、夏休みに公益社団法人日本愛玩動物協会の協力を得て開催し、50人の参加を得た。



## (ク) 施設見学会

市民を対象に、動物愛護や適正飼養に興味を持っていただき、動物愛護について考える機会を与えることを目的に行う管理棟と愛護館の見学会である。見学会に併せて犬猫の飼養状況や飼養実態を説明するとともに、センターに収容される犬猫等の様子を映像でみていただき、処分状況等を示した。平成23年度は動物愛護週間の日曜日に開催し、68人の参加を得た。

## イ 所外開催

### (ア) 移動ふれあい教室

幼稚園・保育園等に犬猫を連れて訪問し、ふれあい事業を実施する教室である。

#### ◎開催回数と参加人数

	幼稚園・保育園		その他		合計	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
23年度	13	1,415	5	498	18	1,913

### (イ) 動物愛護教室（所外開催）

小学校・中学校の授業等に招かれ開催する。この教室では、移動ふれあい教室に併せて、犬猫の習性や殺処分されている動物の現状をスライドを使ってわかりやすく子供たちに説明し、動物愛護と適正飼養を啓発する。

#### ◎開催回数と参加人数

	小学校		トワイライトスクール		高等学校		合計	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
23年度	2	146	8	250	1	30	11	426

## (3) 動物介在活動（高齢者等を対象としてやすらぎやコミュニケーションの活発化等を期待して行う動物とのふれあい活動）

### ア 所内開催

#### (ア) ワンちゃんなごやか教室

高齢者福祉施設である各種老人ホームや高齢者デイサービス施設等の利用者、児童福祉施設を利用する児童及び療養している方などを対象として、犬猫とのふれあいやしぐさを観察すること等により、やすらぎや癒しを体感していただき日々におけるストレスの軽減、コミュニケーションの活発化及び社会性の改善等を期待して

行う教室である。

◎開催回数と参加人数

	高齢者福祉施設		福祉施設(その他)		合 計	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
23 年度	44	646	5	194	49	840

(イ) 高齢者とワンニャンふれあい広場

10月を「高齢者とワンニャンふれあい月間」とし、近隣のデイサービス通所施設等の高齢者を招待し、ボランティア（NPO 法人ドッグレクリエーション協会及びスイングテイル）の協力により、芝生広場で犬のふれあいとボランティアによるドッグダンスの観覧をしていただいた。室内においては猫とのふれあいを行い、楽しいひと時を過ごしていただいた。



平成 23 年度は、延べ 13 の高齢者デイサービス施設等の高齢者福祉施設から 276 人の参加があった。

イ 所外開催

(ア) 移動ワンニャンなごやか教室

高齢者デイサービス施設や各種老人ホーム等の高齢者福祉施設に犬猫を伴い訪問し、ワンニャンなごやか教室を開催している。

平成 23 年度は、26 施設を訪問し、897 人の高齢者等の参加を得た。

(4) 犬猫等の適正飼養を普及・啓発するための教室・事業等の開催

ア 所内開催

(ア) 犬のしつけ方教室

人に対する危害迷惑を防止するとともに、犬との生活をより楽しいものとするために、市民に飼犬の適正なしつけ方を指導する教室で、毎月 1 回定期的に開催している。その内容は、「しつけ方の基本」と「散歩中に排せつさせないしつけ」に関する講義、事業犬を使った犬とのふれあい方やアイコンタクト、スワレ、フセ、マテ、コイ等の基本的な服従訓練のデモンストレーション等である。

また、ムダ吠えやかみつき等の問題行動に関する相談にも応じている。

平成 23 年度は、犬のしつけ方教室を 12 回開催し、145 家族 268 人の参加を得た。

#### (イ) パピー（子犬）教室

この教室は、生後3ヶ月から6ヶ月の子犬を同伴して参加する教室で、毎月1回定期的に開催している。特に子犬の時期に伝えたいこととして、飼犬の性格を理解して飼犬にあったしつけをすること、子犬の時期にいろいろな経験をさせて犬に社会性を身に付けさせること、「散歩中に排せつさせないしつけ」の方法等を伝えている。具体的には子犬同士を遊ばせたり、参加者に子犬をさわってもらう子犬交流会、子犬交流会の子犬の様子を観察して行う子犬の性格判断、基本的な犬とのふれあい方としつけ方指導等である。



この教室は、特に子犬の時期に啓発すると効果的な「トイレのしつけ」や「散歩中に排せつさせないしつけ」を普及する絶好の機会となっている。

平成23年度は、12回開催し、96家族、223人の参加を得た。

また、パピー教室終了後に、希望を募って、後日、犬同伴で参加し、基本的なしつけ方について具体的に学ぶ実技教室（パピーⅡ）を開催した（開催回数7回、16家族、25人参加）。

#### (ウ) 問題犬のためのしつけ方教室

安田和弘ドッグトレーナーを講師としてお招きし、引っ張り、飛びつき、かみ癖、鳴き癖等の飼犬の問題行動で困っている飼主を対象として開催した（開催回数3回、45家族・61人参加）。数組は犬同伴で参加していただいた。

#### (エ) 犬猫を飼う前教室

動物の安易な飼養を防止するため、動物を飼う前の心構え、ライフスタイルにあった動物を選ぶこと等に視点を絞った内容で動物の飼い方教室を開催した。平成23年度は15名の参加があった。

#### (オ) 犬のしつけ方相談

よくなく、かみつく等の飼犬の問題行動に悩む飼主を対象として、飼犬を同伴して来所していただき、マンツーマンでしつけ方を指導した。

平成23年度は、20回開催し、20家族48人が参加した。

#### (カ) 今から考えよう！高齢犬猫のケアー

近年、獣医療法の発展、食の充実、生活環境の改善により、犬猫の寿命も長寿化し、介護が必要となっている。この教室は、飼主に犬猫の老いに伴う問題について事前に認識させ、対応の準備又は心構えをさせることを目的に開催し、犬猫の老後

にどう取り組み、そのために今からなすべきことは何か等を伝える教室である。

平成 23 年度は犬編と猫編をそれぞれ 1 回開催し、36 名の参加を得た。犬編では太田恵利先生を講師としてお招し、講演いただいた。

#### (キ) 犬の散歩指導

ふれあい広場の休憩時間にふれあい用事業犬を散歩犬として貸し出して行った。

貸し出す際にお散歩カードを交付し、適正な散歩の方法（放さない、リードは短く等）を指導するとともに、散歩中には排せつさせないように配慮すること、また貸し出し者におサンポバッグを渡して、排せつしてしまった場合には、持ち帰るように指導した。

平成 23 年度の貸し出し件数は 1,095 件で、2,965 人に適正な散歩方法を指導した。

#### (ク) 猫の室内飼育モデル事業

##### 「猫と遊ぼう！ ー楽しい室内飼育のすすめー」

この事業は、猫の室内飼育を普及するために、2 階のワンワン教室で開催している。具体的には登り木やダンボールボックスなどで、猫が上下に動けるような工夫を紹介するとともに、猫とのふれあいや愛らしい表情を観察してもらい猫の魅力を感じてもらっている。



この事業では、猫は「放し飼いにし、外で飼うものである。」という従来の概念を払拭し、室内でも生き生きとして生活できるということを示している。

平成 23 年度は 30 回開催し、1,325 人の参加を得た。

#### (ケ) 犬猫等の飼育相談

一般家庭で飼われている犬・猫・鳥などの飼い方、しつけ方、健康管理、苦情等その他どんなことでも毎日相談に応じ、アドバイスを行っている。

また、相談方法は電話又は来訪による。

##### ◎相談件数

	犬	猫	鳥	その他	計
23 年度	3,896	1,853	50	38	5,837

#### イ 所外開催

##### (ア) 狂犬病予防集合注射会場での「犬のしつけ方相談」

各区の狂犬病予防集合注射会場に出向き、しつけ方相談を行うとともに「散歩中に排せつさせないしつけ」を普及した。

平成 23 年度は、16 区 16 会場に出向き 221 件の相談を受けた。

#### (イ) 犬の移動しつけ方教室

保健所の要請に応じ、しつけ方教室モデル犬を同伴し、地域に出向いて犬のしつけ方教室を開催した。この教室では、「散歩中に排せつさせないしつけ」を重点的に普及した。平成 23 年度は、35 会場で開催し、568 人の参加を得た。実施状況は次のとおりである。



◎平成 23 年度 犬の移動しつけ方教室実施状況

	月日	曜日	開催区	会場名	参加人数
1	5月26日	木	瑞穂	保健所	6
2	5月29日	日	西	マンション	15
3	6月1日	水	昭和	保健所	5
4	6月15日	水	昭和	広路コミュニティセンター	23
5	6月24日	金	瑞穂	保健所	6
6	7月5日	火	名東	香流コミュニティセンター	15
7	7月7日	木	緑	保健所	21
8	7月14日	木	昭和	保健所	6
9	7月20日	水	緑	保健所	4
10	7月28日	木	東	保健所	7
11	8月4日	木	緑	保健所	5
12	9月16日	金	北	楠支所	8
13	9月28日	水	昭和	保健所	5
14	9月29日	木	北	保健所	7
15	10月10日	祝	西	庄内緑地ドッグラン	50
16	10月12日	水	中川	富田地区会館	16
17	10月13日	木	緑	保健所	19
18	10月25日	火	緑	保健所	13
19	10月26日	水	名東	香流コミュニティセンター	8
20	11月5日	土	港	保健所	34

21	11月9日	水	緑	大高緑地ドッグラン	20
22	11月13日	日	南	千鳥公園	43
23	11月22日	火	昭和	村雲コミュニティセンター	26
24	11月30日	水	守山	保健所	4
25	12月1日	木	港	南陽分室	15
26	12月4日	日	南	三吉公園	56
27	12月6日	火	港	東築地コミュニティセンター	45
28	12月8日	木	守山	上志段味公民館	28
39	12月16日	金	守山	保健所	18
30	1月18日	水	昭和	保健所	3
31	2月3日	金	緑	保健所	9
32	2月15日	水	緑	保健所	5
33	2月21日	火	瑞穂	保健所	5
34	2月22日	水	昭和	広路コミュニティセンター	12
35	3月14日	水	昭和	保健所	6
					568

(ウ) 猫の移動飼い方教室・なごやかキャット（名古屋市版地域猫）説明会への協力

保健所の要請に応じて地域で猫の飼い方教室を開催した。この教室では猫の習性、病気等について説明するとともに、室内飼育の必要性や工夫・方法について説明した。また、地域で開催されるなごやかキャット説明会に保健所の要請に応じて参加し、なごやかキャットサポーター活動等について説明した。

平成23年度は猫の移動飼い方教室を3回（16人参加）、なごやかキャット説明会2回（43人参加）実施した。

(エ) 区民祭等での啓発事業

保健所の要請に応じて、区民祭又は啓発キャンペーン等に出向き、動物愛護・適正飼養啓発事業及び犬のしつけ方・飼い方相談を実施した。

平成23年度は19会場に出向き、380人に啓発等を行った。

(5) 犬猫の飼主募集、飼い方教室及び譲渡

ア 子犬・成犬・猫の飼主募集について

生命の救済と地域の模範となる飼主の育成をめざして、広報なごや、ホームページ、保健所及びセンター窓口等で、積極的に飼主を募集した。

単なる動物の斡旋でないことから、飼主には、次のような要件及び遵守事項を定めている。

#### (ア) 飼主の要件

- 市内在住であること。ただし、市内では適切な飼主の応募がなかった動物についてはこの限りではない。
- 成人であること。
- 動物の飼養が可能な住宅に住んでいること。
- 飼主になることについて家族全員の同意を得ていること。
- 万が一、何らかの事情で譲渡動物を飼えなくなったときは、代わりに世話をする人を決めること。
- 子犬の譲渡を希望する場合は、センターで開催する子犬の飼主募集会に参加すること。

#### (イ) 飼主の遵守事項

- 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、責任を持って終生にわたり家族の一員として大切に飼養すること。
- 繁殖を防止すること。なお、犬及び猫については、避妊又は去勢手術を実施すること。
- 犬については、狂犬病予防法第4条第1項に定める登録をし、狂犬病予防注射を受けさせること。なお、登録及び狂犬病予防注射は、原則としてセンターで実施するものとするが、犬の所在地が市外の場合はこの限りではない。
- 名札及びマイクロチップの装着等自己の所有であることを明らかにするための措置をすること。
- 譲渡後の飼養実態調査に協力すること。
- 子犬の譲渡を受けた飼主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - ・散歩では排せつさせず、自宅の一定の場所（トイレ）で排せつさせるしつけをすること。
  - ・センターで開催する犬のしつけ方教室又はパピー教室に参加すること。
- 成犬の譲渡を受けた飼主は、センターで開催する犬のしつけ方教室に参加しなければならない。
- 猫の譲渡を受けた飼主は、室内で飼養しなければならない。

#### イ マイクロチップの装着

マイクロチップによる所有明示を普及させることを目的に、平成21年度から、譲渡を受ける方には、1頭につき、3,400円を支払っていただき、譲渡動物に、センターでマイクロチップを装着することを義務付けた。

平成23年度のマイクロチップ装着数は次のとおりであった。

◎平成 23 年度マイクロチップ装着数

	犬	猫	その他	計
千種	10	18	0	28
東	0	5	0	5
北	8	7	0	15
西	7	7	0	14
中村	3	7	0	10
中	6	3	0	9
昭和	1	6	0	7
瑞穂	3	4	0	7
熱田	4	5	0	9
中川	8	9	0	17
港	7	9	0	16
南	4	7	0	11
守山	23	9	0	32
緑	13	9	0	22
名東	11	20	0	31
天白	5	7	0	12
市外	38	2	0	40
譲渡ボランティア (再掲)	30	0	0	30
合計	151	134	0	285

ウ 子犬の譲渡について

平成 17 年 6 月から譲渡方法を変更し、子犬の譲渡希望者には「子犬の飼主募集会」に参加してもらい、くじで譲渡順を決め、後日、譲渡順に従って譲渡に適した子犬の頭数分だけ譲渡希望者に通知し来館していただき譲渡を行った。

子犬の飼主募集会では、終生飼養等の飼主としての心がまえや飼主の条件などを十分説明し、併せて「散歩中に排せつさせないしつけ」についても普及した。

子犬の譲渡時には、飼い方教室を実施し、登録と狂犬病予防注射を行った。

平成 23 年度は子犬の飼い方教室を 23 回実施し、25 家族、68 人の参加を得た。子犬の飼主募集会は実施しなかった。子犬の譲渡状況は次のとおりであった。

捕獲犬から	引取犬	計
9	5	14

## エ 成犬の譲渡について

収容期間の満了した捕獲犬及び引取犬について、一次審査、健康診断、二次審査を行い、家庭動物又は展示動物として適性があると見込まれた犬を選別して一定期間飼養している。また、その飼養期間中に、成犬の性格やくせ等を把握している。

譲渡希望者には、自宅・自宅付近の見取り図、飼養場所、家族構成、犬の飼養経験及び犬を飼う目的等を成犬譲渡申込書に記載してもらい、必要に応じて家庭訪問や面接を行い飼養環境を調査している。

一定の飼養期間を経過し、譲渡可能と判断された成犬は、年齢・性格・くせ・大きさ等から考慮してその犬にあった飼養環境の譲渡希望者に紹介し、相性があえば譲渡している。また、1週間から2週間、飼養してもらい、飼えるかどうかを試してもらう（一時飼養）こともある。譲渡又は一時飼養時には、犬の飼い方教室を実施し、犬のくせや飼養上の注意事項を十分説明している。譲渡時には、登録と狂犬病予防注射を行っている。

平成23年度の犬の飼い方教室の実施件数は146件で、246家族465人の参加があった。

また、捕獲犬について、捕獲時に近くに居合わせた方や一時保護した方から譲渡の希望があった場合も、登録と狂犬病予防注射を実施し譲渡した。

平成23年度の譲渡頭数は、次のとおりであった。

捕獲犬から	引取犬から	計
69 (うち8頭は捕獲に関わった方に譲渡)	88	157

## オ 猫の譲渡について

常時数十頭の子猫を飼養・展示し、譲渡希望者に譲渡した。譲渡時には、猫の飼い方教室を実施した。この教室では、室内飼養啓発用ビデオを見せて、室内飼養を重点的に指導するとともに、避妊・去勢手術、しつけ、健康管理についても指導した。

平成23年度は、猫の飼い方教室を67回開催し、142家族334人の参加を得て、子猫231頭、成猫12頭を譲渡した。

## カ ボランティア譲渡について

平成22年7月から、一般家庭への譲渡までに、訓練や治療等のケアが必要な動物や、長期にわたり飼主が見つからない動物等について一時保護し、適切な飼主を探して譲渡する譲渡ボランティア（団体・個人）の募集を開始した。譲渡ボランティアには登録の基準及び遵守事項を定めた。

◎譲渡ボランティアの登録の基準

共通事項	<p>(1) センターの譲渡事業に協力し、新たな飼主探しを非営利活動として行うこと。</p> <p>(2) 活動趣旨が、センターの実施する譲渡事業の趣旨と合致していること。</p> <p>(3) 譲渡動物の保管にあたっては、適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。</p>
団体	<p>(1) 第 18 条から第 22 条までに規定する事項の窓口となる指定メンバーを定めること。</p> <p>(2) 代表者、指定メンバー及び一時飼養施設の管理責任者は、成人であること。</p> <p>(3) 代表者及び指定メンバーは、第 5 条に定める一般譲渡における飼主になるための要件及び第 6 条に定める飼主の遵守事項を理解していること。</p> <p>(4) 一時飼養施設の管理責任者は、譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。</p> <p>(5) 代表者及び指定メンバーは、新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。</p> <p>(6) 団体名、代表者氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。</p> <p>(7) 指定メンバーは、センターが実施する講習会を受講していること。</p>
個人	<p>(1) 成人であること。</p> <p>(2) 第 5 条に定める一般譲渡の飼主の要件及び第 6 条に定める飼主の遵守事項を理解していること。</p> <p>(3) 譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。</p> <p>(4) 新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。</p> <p>(5) 氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。</p> <p>(6) センターが実施する講習会を受講していること。</p>

◎譲渡ボランティアの遵守事項

共通事項	<p>(1) 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、新たな飼主に譲渡するまで責任を持って大切に飼養すること。</p> <p>(2) 多頭飼養等で苦情の原因になる事態を生じさせないこと。</p> <p>(3) 動物の一時飼養に関する近隣住民からの苦情及び新たな飼主への譲渡に関する苦情を受けたときは、センター所長に速やかに連絡すること。</p> <p>(4) センター譲渡事業に誤解を招いたり、支障をきたす行為は行わないこと。</p> <p>(5) 成犬については譲渡を受けてから 30 日以内に、子犬については推定年</p>
------	--

	<p>齢で生後 90 日を経過した日から 30 日以内に、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。</p> <p>(6) 他の譲渡ボランティアへの再譲渡は行わないこと。ただし、センター所長が必要と認める場合についてはこの限りではない。</p> <p>(7) 第 5 条に定める一般譲渡の飼主の要件に適合し、第 6 条に定める飼主の遵守事項を守ることができる新たな飼主に譲渡すること。</p> <p>(8) 新たな飼主に譲渡するときは、動物の譲渡を受ける者に、動物の気質・性質及び飼養期間中の診療履歴を伝えるとともに、日常の飼養健康管理方法及び適正なしつけ方について十分説明すること。また、マイクロチップの所有明示の案内を行うこと。</p> <p>(9) 新たな飼主に譲渡するときは、センターが実施する講習会の受講を案内すること。または、センターの講習会を受講した者が当該講習会と同程度の講習を実施すること。</p> <p>(10) 新たな飼主が譲渡動物を飼育するにあたっての相談に応じること。</p> <p>(11) センターが実施する譲渡ボランティアの実態調査に協力すること。</p>
団体	代表者は、各一時飼養施設で飼養可能頭数を超えないように管理すること。

平成 23 年度は新たに 10 件の譲渡ボランティアを登録し、犬 38 頭、猫 107 頭を譲渡した。

## (6) 展示舎における犬猫の飼養管理

### ア 展示舎

市民から持ち込まれた犬・猫、または収容期間の満了した捕獲犬の中から家庭動物又は展示動物としての適正がある犬猫を選び、愛護館の展示舎に搬入している。展示舎は子犬・小型の成犬用（1 室当り 5～6 頭飼養）が 9 室、中型犬以上の成犬用が 4 室ある。猫用展示舎は 1 室であるが、愛護館内で猫用ゲージでも飼養している。

### イ 譲渡用犬猫の飼養

譲渡用犬猫は譲渡までの概ね 2 週間～1 ヶ月、注意深く健康状態・性格・くせ等を観察しながら飼養している。

### ウ 事業用犬・猫の飼養

特に人とふれあうことが好きな性格の良い成犬を事業犬として飼養し、ふれあい広場やワンニャンなごやか教室等のふれあい事業に活用するのみでなく、一定のしつけを行い、しつけ教室のモデル犬や散歩犬としても活用している。

また、特に性格の良い子猫については成猫まで飼養し、事業猫として飼養し、ふれあい事業に活用している。

## エ 日常の手入れ及び健康管理

日常の健康管理は、獣医師が中心となり、便の状態、食欲等をきめ細かく毎日観察している。

また、犬猫は管理棟からの搬入時、ふれあい事業や譲渡に備えるなど、汚れの状況により処置シャンプー室でシャンプーを行い、清潔に保っている。調子の悪い犬猫は適宜隔離し、適切な治療を施している。

## (7) 動物愛護週間行事

### ア WanニャンふれあいDay

平成23年9月23日(祝)に、動物愛護センターで次のような事業を実施し、2,130名の参加があった。

- ・ 名古屋市立工芸高校デザイン科動物愛護ポスター展
- ・ うちの子自慢写真展
- ・ 盲導犬紹介コーナー
- ・ 犬のしつけ方相談
- ・ 愛犬の簡単お手入れ“Wan”ポイントアドバイス
- ・ 猫室内飼育モデルルーム展示

### イ 動物フェスティバル2011 なごや

平成23年10月9日(日)に、中区久屋大通公園で開催された動物フェスティバルに「動物愛護センターコーナー」を設け参加した。

このコーナーでは、動物愛護センター事業紹介、犬のしつけ方相談、動物愛護ビンゴクイズ、譲渡犬猫写真展等を行った。また、ステージ行事として、なごやかキャットサポーター活動に関する劇を実施し普及を呼びかけた。

主な催しの参加人数は、次のとおりであった。

◎動物フェスティバル2011 なごや 参加人数

	しつけ方 相談	動物愛護 ビンゴクイズ	譲渡犬猫 写真展	犬猫 ふれあい 事業紹介	なごやか キャット 普及劇
参加人数	100	500	500	200	100

### ウ 動物慰霊祭

犬・猫の霊を慰めるため、例年、センターの慰霊碑の前で市民をはじめ、獣医師会・保健所などの関係者及び職員が参列して、おごそかに執り行っている。平成23年度は、

9月15日（木）に執り行った。

### (8) 動物取扱責任者研修

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第6条に定める市長が行う研修（動物取扱責任者認定研修）を開催し、認定証を交付する事務を行った。また、動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項に定める動物取扱責任者継続研修を食品衛生課に協力して、会場設営、受付及び講師等を行った。

	開催回数	参加人数
動物取扱責任者認定研修	2	52
動物取扱責任者継続研修	3	541

### (9) 動物愛護・適正飼養・人獣共通感染症等に関する講習会への講師派遣

動物愛護・適正飼養・人獣共通感染症等に関する講習会への講師派遣依頼に応じ、講師を派遣している。

平成23年度は、次のような講習会に講師を派遣した。

実施主体	講習会名	対象	開催場所	受講
愛知県立 豊学校	動物愛護・適正飼養講習会	学生	愛知県立 豊学校	15
中電熱田営業所	安全作業研修 (犬にかまれないために)	検針員	中部電力熱田営業所	52
名古屋市上下水道局	安全作業研修 (犬にかまれないために)	検針員	動物愛護センター 愛護館・ワンワン教室	50
緑生涯学習センター	動物の飼い方教室 (助け合い町づくり講座)	市民	緑生涯学習センター	30

### (10) 愛護指導班の活動

愛護指導班は、保健所の依頼に基づき出動し、保健所の動物愛護監視員とともに活動する場合と、幼・保育園、高齢者福祉施設又は飼主等から依頼を受けて、センター独自で動物愛護及び適正飼養の普及啓発活動を行う場合がある。

#### ア 保健所の依頼に基づき出動

平成23年度は、保健所からの依頼により、95回出動した。主な業務は次のとおりである。

#### (ア) 地域での犬のしつけ方教室等の開催

詳しくはP18下段～P20中段「2 愛護指導業務 (4) 犬猫等の適正飼養を普及・啓発する教室・事業等の開催 イ 所外開催」を参照

(イ) ふんの始末等の啓発

公園・遊園地・道路等のふんの苦情が多いことから立看板等の設置、補修点検などを行っている。また、公園を巡回パトロールし、散歩中の飼主に「おサンポセット」リーフレットなどを手渡し直接指導している。

(ウ) 特定動物及び動物取扱業の飼養施設への立ち入り

保健所の動物愛護監視員とともに立ち入りを行っている。

イ センター独自で出動

平成 23 年度は 82 回出動した。主な業務は次のとおりである。

(ア) 移動ふれあい教室・動物愛護教室

詳しくは P15 中段「2 愛護指導業務 (2) 動物愛護を啓発する各種教室等の開催 イ 所外開催」を参照

(イ) 移動ワンニャンなごやか教室

詳しくは P16 中段「2 愛護指導業務 (3) 動物介在活動 イ 所外開催」を参照

(ウ) 訪問指導

譲渡した犬猫について、飼主から要望がある場合については、飼主宅を訪問し、飼い方やしつけ方についてそれぞれの家庭にあった指導を行っている。

また、必要に応じて成犬譲渡希望者宅を訪問し、飼養環境を調査している。

### 3 管理指導業務

#### ○ 狂犬病予防及び犬猫等による危害迷惑防止

狂犬病の発生を予防し、犬・猫等による危害迷惑を防止するため、犬の捕獲・抑留及び犬・猫の引取り等を実施している。

野犬・放浪犬の捕獲・抑留については、狂犬病予防法、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき実施している。

犬・猫の引取り、自活不能猫（所有者の判明しない猫で、自らの力で生活できない子猫）の収容、負傷動物の収容と治療等については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき実施している。

また、動物の愛護及び管理に関する法律及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、特定動物による危害防止対策を実施している。

#### (1) 狂犬病予防業務

##### ア 捕獲

保健所の要請に基づき、管理指導班を出動させ、野犬や放浪犬の捕獲を行っている。

犬の出没状況、緊急性等により、早朝・薄暮等の時間外、及び、土・日・祝日についても出動している。緊急性がある場合には、可能な限り迅速に対応している。

また、通常の捕獲方法（カケ・タモ等）で困難な場合は、捕獲箱、捕獲網（キャッチング・ネット）、吹き矢、麻酔銃等で捕獲を実施している。

#### ◎平成 23 年度捕獲頭数

	保健所開庁 時 間	早朝 薄暮 時間外	土・日・祝	計
捕獲頭数	279	26	35	340

#### イ 野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲

野犬実態調査により、長期にわたり野犬の生息が確認されている地域を野犬重点地域に指定している。

野犬重点地域においては、保健所と連携し、野犬の生息状況を調査した上で、計画的に捕獲を実施している。

平成 24 年 3 月 31 日現在の野犬重点地域と平成 23 年度の監視件数は次のとおりであった。

#### ◎野犬重点地域（平成 24 年 3 月 31 日現在）及び 平成 23 年度監視件数

	区名	地域名	指定日	監視件数(件) (平成 23 年度)
1	中川	富田町千音寺十六割 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	15
2	港	神宮寺一・二丁目、宝神町、宝神一～ 五丁目、稲永三丁目、 野跡一・四・五丁目、潮風町 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	17
3	守山	上志段味 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	15
4	守山	小幡中二・三丁目 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	20
5	天白	天白町平針黒石 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	25
合 計				92

## ウ 抑留

捕獲した犬は、センターに収容し、原則として3日間（捕獲日、土曜、日曜、祝日は含まない。）抑留している。

平成 23 年度の飼育日数は次のとおりであった。

### ◎飼育日数

飼育日数	捕獲日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	10日	11日	18日	35日
頭数	40	93	28	12	11	9	4	1	2	1	1	1	1

## エ 返還

抑留犬の所有者が返還を申し出たときは、動物愛護管理指導票で犬の逃走の再発防止を指導するとともに、当該犬の狂犬病予防法に基づく登録・狂犬病予防注射の実施を確認し、未実施の場合は、センターで狂犬病予防注射を行い、鑑札や狂犬病予防注射済票を交付している。

また、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条（けい留義務）の違反事実が悪質な場合は、同条例第 12 条による「飼犬の放し飼いを禁ずる」旨の措置命令書を交付している。平成 23 年度は、措置命令書を 9 件交付した。

### ◎返還頭数、返還犬の鑑札・狂犬病予防注射済票交付件数及び狂犬病予防注射実施件数

	返還頭数	鑑札 交付件数	狂犬病予防 注射済票 交付件数	狂犬病予防注射 実施件数
23年度	204	62	88	82

◎返還時の手数料等

返還料	飼育管理費 (一日につき)	犬の登録申請 手数料	狂犬病予防注射 済票交付手数料	狂犬病予防 注射料
3,000円	400円	3,000円	550円	2,750円

(2) 犬・猫の引取り業務

犬・猫の引取りは、16保健所とセンターで実施しているが、引取り日、時間は次のとおりである。保健所で引取った犬・猫の収集は、管理指導班が保健所を巡回して収集している。

引取場所	引取日	引取時間
16保健所	月～金（祝日を除く）	午前8時45分～午前11時
センター	月～土（祝日を除く）	午前8時45分～午後4時

犬・猫の引取りを求められた場合には、終生飼養するよう説得を行い、所有権放棄の理由が適当と認められるものについてのみ引取りを行うよう努めている。また、引取り時には運転免許証等で本人確認を行っている。

◎平成23年度 犬・猫の引取り頭数

	犬		猫	
	成犬	子犬	成猫	子猫
保健所での 引取り	136	1	170	386
センターで の引取り	60	11	93	83
小計	196	12	263	469
合計	208		732	

### (3) 自活不能猫の収容業務

自活不能猫（所有者の判明しない猫で、自らの力で生活できない子猫）の収容を動物愛護の観点から行っている。収容の方法は、拾得者の移送協力が得られる場合には、犬猫の引取りの受付日時に準じて、保健所又はセンターで引取りを行っている。また、拾得者の移送協力が得られない場合には、保健所の要請を受け、管理指導班を出動させ、現地で収容している。

#### ◎平成 23 年度 自活不能猫の保護収容状況

保健所の引取り (現地収容を含む)	2,141
センター引取り	236
計	2,377

### (4) 負傷動物に関する業務

負傷動物（犬・猫・いえうさぎ・鶏・いえばと・あひる）について、保健所からの要請に基づき、現地に管理指導班を出動させ収容している。センターでは、治療等を行い、飼主への返還又は新たな飼主への譲渡に努めているが、平成 23 年度の負傷動物の収容・返還・譲渡の状況は次のとおりであった。

#### ◎平成 23 年度 負傷動物の収容・返還・譲渡状況

	犬	猫	いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	計
収容	16	249	0	0	0	0	265
返還	6	1	0	0	0	0	7
譲渡	5	10	0	0	0	0	15

### (5) 失踪動物・保護動物の捜索に対する飼主への協力

センターに寄せられる失踪動物及び保護動物に関する問い合わせは、平成 23 年度は 561 件であり、問い合わせを受けるごとに、類似動物のチェックを行っている。

平成 14 年 5 月から「失踪保護動物情報管理システム」を導入し、市民から市内 16 保健所及びセンターに寄せられる失踪又は保護動物の情報をサーバーコンピュータで一括管理することにより、飼主等が市内のどこの保健所又はセンターに問い合わせをしても、全市の情報を提供できるようになった。

また、センターに収容された犬猫等をデジタルカメラで撮影し、画像をこのシステ

ムに掲載することにより、保健所のパソコンで収容動物の画像を見ることが可能になった。このシステムの導入以来、犬の返還率が向上している。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
犬の捕獲頭数	763	807	339	340
犬の返還頭数	247	326	175	204
犬の返還率(%)	32.3	40.3	51.6	60.0



平成 14 年度より失踪保護動物情報管理システムを導入

## (6) 殺処分及び焼却

処分対象となった犬・猫等は炭酸ガス処分機で殺処分を実施し、処分した犬・猫等の焼却は市立八事霊園・斎場管理事務所に依頼している。平成 23 年度の犬・猫等の焼却頭数は次のとおりであった。

### ◎平成 23 年度 焼却頭数

犬	猫	その他	合計
174	3,125	-	3,299

## (7) 処分犬の評価

処分を決定した抑留犬は、狂犬病予防法施行令第 5 条に基づく評価人により処分犬の評価を行なっている。

本年度は、市内開業獣医師 1 名、センターの獣医師 7 名の計 8 名を評価人として市長が委嘱した。

## (8) こう傷犬の検診

こう傷事故を起こした犬のうち、飼主不明犬と飼主が所有権放棄した飼犬について狂犬病の検診を行っている。

この検診では、センターの獣医師が 2 週間以上、こう傷犬の臨床症状を観察し、狂犬病か否かを鑑定している。

平成 23 年度は、捕獲犬 4 件、引取犬 2 件、譲渡移行中の収容犬 2 件の鑑定を行い、狂犬病の症候は認められなかった。

#### (9) 逃走特定動物の捕獲協力及び一時保管

特定動物による危害防止対策を、健康福祉局健康部食品衛生課の要請により実施している。

平成23年度は、ニホンザルに関することで3件(6月:3件)、ワニガメに関することで1件(8月:1件)出動した。

### 4 その他の事業等

#### (1) 職員研修

平成23年度は、以下のとおり職員研修を実施した。

ア 消防訓練(3月)

イ 全国動物管理関係事業所協議会全国会議への参加(10月20・21日)  
山梨県甲府市 ベルクラシック甲府

ウ 視察

- ・いしかわ動物園 7月22日
- ・横浜市動物愛護センター 10月19日
- ・横浜市動物愛護センター 12月6日

#### (2) 全国動物管理関係事業所協議会中部ブロックの開催

石川県金沢市 KKR ホテル金沢(7月21・22日)

#### (3) 福島第一原子力発電所周囲の警戒区域内における動物保護活動

平成23年3月11日の東日本大震災の際の事故により、福島第一原子力発電所から半径20km圏内については、警戒区域として設定された。

警戒区域内に残るペットの保護活動について、環境省からの協力要請を受け、7月20日から26日まで、4名の職員を派遣した。

#### (4) トキソプラズマ検診

人獣共通感染症予防対策のうえから、毎年1回トキソプラズマ症の抗体価検査を全職員について実施している。

平成23年度も6月・8月に、(医)名古屋セントラルクリニックへ委託して実施し、その検査結果において異常は認められなかった。

## 5 関係機関一覧

関係機関名	所在地	電話	FAX
健康福祉局 健康部食品衛生課	〒460-8508 中区三の丸三丁目1-1	972-2649	955-6225
八事霊園・ 斎場管理事務所	〒468-0071 天白区天白町大字八事字裏山69	832-1750	832-7759
千種保健所	〒464-0841 千種区覚王山通8-37	753-1971	751-3545
東保健所	〒461-0003 東区筒井一丁目7-74	934-1212	937-5145
北保健所	〒462-0844 北区清水四丁目17-1	917-6547	911-2343
西保健所	〒451-8508 西区花の木二丁目18-1	523-4612	531-2000
中村保健所	〒453-0024 中村区名楽町4-7-18	481-2278	481-2210
中保健所	〒460-0011 中区大須四丁目13-28	251-4536	251-4524
昭和保健所	〒466-0027 昭和区阿由知通3-19	735-3959	731-0957
瑞穂保健所	〒467-0027 瑞穂区田辺通3-45-2	837-3253	837-3291
熱田保健所	〒456-0031 熱田区神宮三丁目1-15	683-9678	681-5169
中川保健所	〒454-0911 中川区高畑一丁目223	363-4457	361-2175
港保健所	〒455-0015 港区港栄二丁目2-1	651-6486	651-5144
南保健所	〒457-0833 南区東又兵衛町五丁目1-1	614-2865	614-2818
守山保健所	〒463-0011 守山区小幡一丁目3-1	796-4617	796-0040
緑保健所	〒458-0033 緑区相原郷一丁目715	891-3632	891-5110
名東保健所	〒465-0025 名東区上社二丁目50	778-3107	773-6212
天白保健所	〒468-0056 天白区島田二丁目201	807-3907	803-1251

# Ⅲ 統 計

# 1 狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業

## (1) 区別

	捕獲犬(頭)				引取犬(頭)				返還犬(頭)*1	譲渡犬(頭)			鑑札交付(件)			予防注射(件)			注射済票交付(件)			措置命令(件)*2	命令違反(件)*2	引取猫(頭)			自活不能猫(頭)	負傷動物(頭)			
	成犬	子犬	観察犬(再掲)	計	成犬	子犬	観察犬(再掲)	計		成犬	子犬	計*2	返還犬	譲渡犬	計*2	返還犬	譲渡犬	計*2	返還犬	譲渡犬	計*2			成猫	子猫	計		犬(再掲)	猫	その他	計
千種	22	-	(-)	22	2	-	(-)	2	12	10	2	12	1	9	10	4	11	15	4	9	13	-	-	1	7	8	193	(1)	28	-	29
東	4	-	(-)	4	8	-	(-)	8	2	1	-	1	-	1	1	2	1	3	2	1	3	-	-	5	2	7	69	(-)	11	-	11
北	32	-	(1)	32	13	-	(-)	13	19	8	-	8	2	8	10	4	8	12	4	8	12	2	-	7	14	21	155	(1)	22	-	23
西	30	-	(1)	30	7	-	(-)	7	14	7	-	7	6	7	13	6	6	12	6	6	12	-	-	20	48	68	69	(1)	8	-	9
中村	19	-	(-)	19	8	-	(-)	8	12	6	-	6	6	4	10	6	3	9	9	4	13	-	-	17	5	22	231	(1)	15	-	16
中	6	-	(-)	6	5	-	(-)	5	3	5	2	7	3	7	10	3	7	10	3	7	10	1	-	8	16	24	101	(2)	4	-	6
昭和	6	-	(-)	6	6	-	(-)	6	5	1	-	1	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	-	4	22	26	129	(1)	20	-	21
瑞穂	12	-	(-)	12	9	-	(2)	9	8	4	-	4	2	4	6	3	4	7	3	4	7	1	-	7	13	20	88	(-)	9	-	9
熱田	11	-	(-)	11	6	-	(-)	6	6	4	-	4	1	3	4	2	4	6	3	4	7	-	-	3	25	28	71	(-)	13	-	13
中川	35	1	(2)	36	14	-	(-)	14	22	8	-	8	4	8	12	6	7	13	6	8	14	-	-	16	53	69	376	(3)	33	-	36
港	33	-	(-)	33	17	-	(-)	17	18	9	-	9	6	8	14	9	7	16	11	8	19	-	-	18	36	54	177	(1)	12	-	13
南	21	2	(-)	23	13	-	(-)	13	17	4	-	4	6	4	10	6	4	10	6	4	10	1	-	26	88	114	114	(2)	20	-	22
守山	36	-	(-)	36	4	-	(-)	4	24	23	2	25	7	17	24	9	19	28	9	16	25	-	-	10	6	16	93	(1)	8	-	9
緑	36	3	(-)	39	18	1	(-)	19	22	13	3	16	7	15	22	8	14	22	9	14	23	1	-	14	5	19	120	(-)	9	-	9
名東	12	-	(-)	12	2	-	(-)	2	7	10	1	11	5	11	16	6	11	17	7	11	18	-	-	3	-	3	69	(-)	13	-	13
天白	19	-	(1)	19	4	-	(-)	4	13	5	1	6	5	5	10	5	4	9	5	5	10	2	-	11	46	57	86	(2)	24	-	26
センター	-	-	(-)	-	60	11	(-)	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	83	176	236	(-)	-	-	-
市外	-	-	(-)	-	-	-	(-)	-	-	39	3	42	-	-	-	2	21	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(-)	-	-	-
合計	334	6	(5)	340	196	12	(2)	208	204	157	14	171	62	112	174	82	132	214	88	110	198	9	-	263	469	732	2,377	(16)	249	-	265

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

\*1 捕獲した区で計上

\*2 当該犬の所在地の区で計上

## (2)月別

	捕獲犬(頭)				引取犬(頭)				返還犬(頭)	譲渡犬(頭)			鑑札交付(件)			予防注射(件)			注射済票交付(件)			措置命令(件)	命令違反(件)	引取猫(頭)			自活不能猫(頭)	負傷動物(頭)			
	成犬	子犬	観察犬(再掲)	計	成犬	子犬	観察犬(再掲)	計		成犬	子犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計			成猫	子猫	計		犬(再掲)	猫	その他	計
4月	32	-	(1)	32	18	-	(-)	18	19	11	3	14	4	9	13	10	13	23	10	9	19	1	-	13	64	77	474	(-)	16	-	16
5月	23	-	(-)	23	12	-	(-)	12	16	13	-	13	8	9	17	9	8	17	10	8	18	1	-	19	76	95	646	(-)	31	-	31
6月	35	-	(1)	35	22	4	(-)	26	23	10	-	10	7	7	14	12	8	20	13	7	20	3	-	20	108	128	298	(1)	32	-	33
7月	37	-	(-)	37	22	-	(-)	22	23	19	3	22	11	15	26	10	18	28	13	14	27	1	-	65	59	124	249	(4)	37	-	41
8月	37	3	(-)	40	22	1	(-)	23	21	16	-	16	6	9	15	7	12	19	6	9	15	1	-	24	50	74	254	(2)	30	-	32
9月	34	1	(1)	35	19	1	(-)	20	17	9	1	10	5	6	11	6	7	13	6	6	12	-	-	40	44	84	228	(2)	21	-	23
10月	26	1	(1)	27	10	-	(-)	10	12	15	4	19	1	11	12	1	13	14	2	11	13	-	-	8	22	30	98	(2)	23	-	25
11月	23	1	(-)	24	14	-	(-)	14	17	10	-	10	8	7	15	8	7	15	8	7	15	-	-	18	9	27	30	(1)	20	-	21
12月	24	-	(-)	24	14	-	(2)	14	16	16	2	18	2	15	17	3	16	19	4	15	19	-	-	23	11	34	11	(3)	7	-	10
1月	19	-	(-)	19	6	-	(-)	6	9	12	1	13	2	9	11	2	9	11	2	8	10	-	-	7	4	11	6	(1)	13	-	14
2月	20	-	(1)	20	10	-	(-)	10	18	8	-	8	4	3	7	5	6	11	5	3	8	-	-	8	2	10	21	(-)	10	-	10
3月	24	-	(-)	24	27	6	(-)	33	13	18	-	18	4	12	16	9	15	24	9	13	22	2	-	18	20	38	62	(-)	9	-	9
合計	334	6	(5)	340	196	12	(2)	208	204	157	14	171	62	112	174	82	132	214	88	110	198	9	-	263	469	732	2,377	(16)	249	-	265

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

## 2 捕獲及び返還状況

### (1) 区別

単位：頭

	捕獲頭数						返還犬の飼育日数									
	捕 獲 方 法						0日 (抑留日)	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日以上	計
	通常捕獲	捕獲箱	薬物掃討	麻酔銃	吹き矢	計										
千種	22	-	-	-	-	22	4	6	1	-	1	-	-	-	-	12
東	4	-	-	-	-	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2
北	32	-	-	-	-	32	5	8	1	2	1	-	1	-	1	19
西	30	-	-	-	-	30	4	7	1	-	2	-	-	-	-	14
中村	19	-	-	-	-	19	-	6	4	-	-	1	-	-	1	12
中	6	-	-	-	-	6	1	1	-	-	-	-	1	-	-	3
昭和	6	-	-	-	-	6	1	2	2	-	-	-	-	-	-	5
瑞穂	12	-	-	-	-	12	3	4	1	-	-	-	-	-	-	8
熱田	11	-	-	-	-	11	2	2	-	-	2	-	-	-	-	6
中川	36	-	-	-	-	36	3	10	3	2	1	1	1	-	1	22
港	33	-	-	-	-	33	2	7	7	-	-	1	-	1	-	18
南	23	-	-	-	-	23	3	5	2	4	-	2	-	-	1	17
守山	36	-	-	-	-	36	6	13	1	-	1	1	-	-	2	24
緑	39	-	-	-	-	39	4	10	3	1	1	2	1	-	-	22
名東	12	-	-	-	-	12	-	4	1	-	1	1	-	-	-	7
天白	19	-	-	-	-	19	2	6	1	3	1	-	-	-	-	13
合計	340	-	-	-	-	340	40	93	28	12	11	9	4	1	6	204

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

## (2)月別

単位：頭

	捕獲頭数						返還犬の飼育日数									
	捕 獲 方 法						0日 (抑留日)	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日 以上	計
	通 常 捕 獲	捕 獲 箱	薬 物 掃 討	麻 酔 銃	吹 き 矢	計										
4月	32	-	-	-	-	32	4	9	3	-	1	2	-	-	-	19
5月	23	-	-	-	-	23	2	7	-	1	5	1	-	-	-	16
6月	35	-	-	-	-	35	4	9	5	2	2	-	1	-	-	23
7月	37	-	-	-	-	37	4	10	5	2	-	1	1	-	-	23
8月	40	-	-	-	-	40	5	13	1	1	1	-	-	-	-	21
9月	35	-	-	-	-	35	2	9	3	1	-	1	-	1	-	17
10月	27	-	-	-	-	27	3	6	1	1	-	1	-	-	-	12
11月	24	-	-	-	-	24	4	5	3	2	1	-	2	-	-	17
12月	24	-	-	-	-	24	3	8	3	-	-	1	-	-	1	16
1月	19	-	-	-	-	19	3	4	1	-	-	1	-	-	-	9
2月	20	-	-	-	-	20	5	9	2	-	-	-	-	-	2	18
3月	24	-	-	-	-	24	1	4	1	2	1	1	-	-	3	13
合計	340	-	-	-	-	340	40	93	28	12	11	9	4	1	6	204

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

### 3 指導班活動状況

#### (1) 区別

単位：件

	捕獲	引取犬	引取猫	自活不能猫	負傷動物	巡回調査	愛護								その他	合計	
							犬の移動しつけ方教室	しつけ・飼い方指導	移動ふれあい教室	移動ワンニャンなごやか教室	動物愛護普及啓発活動	巡回指導等	訪問指導	その他			計
千種	33	2	4	59	25	-	-	2	4	3	1	2	1	4	17	12	152
東	4	6	5	22	11	-	1	1	1	2	-	-	-	1	6	4	58
北	31	11	11	45	24	-	2	2	1	-	2	-	2	-	9	11	142
西	31	7	17	20	9	-	2	1	3	3	-	-	1	1	11	6	101
中村	21	6	17	63	16	-	-	2	2	1	1	-	-	-	6	9	138
中	8	3	8	31	5	-	-	2	2	-	4	-	-	1	9	5	69
昭和	8	5	9	38	20	-	8	2	1	2	2	-	-	2	17	7	104
瑞穂	21	8	11	29	10	-	3	2	3	-	-	-	-	2	10	4	93
熱田	10	4	10	22	13	-	-	2	-	-	1	-	-	1	4	5	68
中川	42	13	23	89	33	15	1	1	-	-	-	1	-	-	3	15	233
港	41	13	24	48	12	17	3	1	3	-	-	-	1	1	9	10	174
南	24	11	42	32	20	-	2	2	5	2	2	2	-	4	19	9	157
守山	55	3	6	28	7	35	3	1	2	2	-	-	3	-	11	13	158
緑	47	15	9	41	9	-	8	4	-	5	4	-	1	3	25	7	153
名東	12	2	2	21	13	-	2	1	1	6	-	-	3	-	13	3	66
天白	29	3	18	23	24	25	-	1	1	-	-	-	-	1	3	13	138
市外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	5	-	5
合計	417	112	216	611	251	92	35	27	29	26	17	5	13	25	177	133	2,009

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

## (2)月別

単位：件

	捕獲	引取犬	引取猫	自活不能猫	負傷動物	巡回調査	愛護									その他	合計
							犬の移動しつけ方教室	しつけ・飼い方指導	移動ふれあい教室	移動ワンニャンなごやか教室	動物愛護普及啓発活動	巡回指指導等	訪問指指導	その他	計		
4月	47	8	21	103	19	5	-	16	1	-	1	-	2	2	22	2	227
5月	28	6	23	140	29	7	2	-	4	3	-	-	1	2	12	6	251
6月	36	11	45	77	33	6	3	-	7	3	-	-	1	5	19	11	238
7月	39	10	29	74	35	5	5	1	-	2	1	-	1	2	12	7	211
8月	44	12	24	74	29	5	1	-	2	-	1	-	-	2	6	33	227
9月	39	8	19	62	21	9	3	-	-	4	-	-	1	3	11	14	183
10月	36	7	12	39	25	13	5	6	4	-	9	1	3	4	32	15	179
11月	32	10	12	13	20	9	5	2	4	4	1	1	-	1	18	6	120
12月	41	11	7	3	6	12	5	1	1	5	2	3	-	1	18	12	110
1月	19	5	4	2	15	6	1	-	2	1	-	-	1	-	5	4	60
2月	24	7	5	6	10	8	4	-	1	2	-	-	3	2	12	5	77
3月	32	17	15	18	9	7	1	1	3	2	2	-	-	1	10	19	127
合計	417	112	216	611	251	92	35	27	29	26	17	5	13	25	177	134	2,010

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

#### 4 殺処分(収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む)頭数

単位：頭

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
成犬	174	18	13	9	30	16	21	19	11	7	4	5	21
子犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	174	18	13	9	30	16	21	19	11	7	4	5	21
成猫	424	29	34	36	79	43	59	21	27	33	16	17	30
子猫	2,701	476	635	419	325	311	264	128	34	14	6	20	69
小計	3,125	505	669	455	404	354	323	149	61	47	22	37	99
その他の動物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	3,299	523	682	464	434	370	344	168	72	54	26	42	120

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

5 狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表 その1(年度別)

年 度	処理・ 抑留の別	捕 獲 犬	引 取 成 犬	引 取 子 犬	小 計	引 取 成 猫	引 取 子 猫	自 活 不 能 猫	負 傷 猫 等	小 計	合 計	捕 獲 犬 返 還 頭 数
平成 14	処理 件数	977	225		225	846		439	221	1,506	2,708	326
	抑留 頭数	807	313	152	465	543	3,247	2,175	215	6,180	7,452	
平成 15	処理 件数	1,014	210		210	835		721	236	1,792	3,016	314
	抑留 頭数	765	278	97	375	484	2,658	3,122	228	6,492	7,632	
平成 16	処理 件数	883	156		156	665		775	254	1,694	2,733	300
	抑留 頭数	673	222	93	315	451	2,033	2,768	242	5,494	6,482	
平成 17	処理 件数	764	191		191	690		1,022	215	1,927	2,882	274
	抑留 頭数	638	301	124	425	442	1,797	3,243	219	5,701	6,764	
平成 18	処理 件数	754	180		180	687		775	253	1,715	2,649	259
	抑留 頭数	552	241	53	294	404	1,694	3,135	249	5,482	6,328	
平成 19	処理 件数	761	177		177	631		737	261	1,629	2,567	261
	抑留 頭数	524	260	49	309	459	1,498	3,071	253	5,281	6,114	
平成 20	処理 件数	696	139		139	638		791	239	1,668	2,503	222
	抑留 頭数	482	211	63	274	471	1,317	3,128	236	5,152	5,908	
平成 21	処理 件数	648	128		128	469		753	212	1,434	2,210	199
	抑留 頭数	375	221	24	245	389	1,090	2,979	206	4,664	5,284	
平成 22	処理 件数	434	118		118	355		688	226	1,269	1,821	175
	抑留 頭数	339	216	11	227	302	909	2,820	225	4,256	4,822	
平成 23	処理 件数	417	112		112	216		611	251	1,078	1,607	204
	抑留 頭数	340	196	12	208	263	469	2,377	249	3,358	3,906	

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

6 狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表 その2(年度別)

年 度	処分頭数				犬実態調査 (推定頭数)		こう傷事故						避妊・去勢手術 補助金交付件数				全 市 苦 情 受 付 件 数	愛 護 指 導 業 務 処 理 件 数		
	犬	猫	学 術 研 究 用 犬 猫	負 傷 動 物 (犬猫を除く) 計	飼 犬	野 犬	発生件数			観察犬 頭数		被 害 者 数	犬		猫				計	
							飼 犬	野 犬	計	捕 獲 犬	引 取 犬		避 妊	去 勢	避 妊	去 勢				
																				計
平成 14	739	6,420	-	4	7,163	96,734	-	113	6	119	6	1	122	666	475	2,406	1,520	5,067	13,227	242
平成 15	628	6,427	-	7	7,062	-	102	85	4	89	7	2	89	655	470	1,645	1,157	3,927	14,225	327
平成 16	465	5,391	-	9	5,865	-	-	87	1	88	2	-	89	622	519	1,673	1,203	4,017	13,061	352
平成 17	544	5,602	-	4	6,150	-	86	75	1	76	6	1	76	807	624	2,069	1,394	4,894	14,056	249
平成 18	393	5,365	-	2	5,760	-	-	80	4	84	7	-	88	832	762	1,976	1,365	4,935	15,240	240
平成 19	356	5,158	-	4	5,518	-	49	74	6	80	4	-	82	973	811	1,878	1,396	5,058	16,235	181
平成 20	291	4,992	-	3	5,286	-	-	95	10	105	3	4	113	939	856	1,900	1,454	5,149	17,180	204
平成 21	207	4,521	-	2	4,730	-	30	87	8	95	3	1	96	955	860	1,852	1,457	5,124	17,282	184
平成 22	203	4,059	-	4	4,266	-	-	56	3	-	2	2	66	1,006	888	1,854	1,393	5,141	17,627	184
平成 23	174	3,125	-	-	3,299	-	20	86	7	93	4	2	94	991	892	1,873	1,392	5,148	17,725	177

(注1) 標章記号について、「-」は計数のない場合

## 7 愛護指導業務に関する事業推移表

### (1) 譲渡頭数

#### ア 犬

平成21年度				平成22年度				平成23年度			
譲渡頭数	救命率(%)			譲渡頭数	救命率(%)			譲渡頭数	救命率(%)		
	捕獲犬 (返還犬 を含む)	引取犬	収容犬 〈捕獲犬 +引取犬〉 (返還犬を 含む)		捕獲犬 (返還犬 を含む)	引取犬	収容犬 〈捕獲犬 +引取犬〉 (返還犬を 含む)		捕獲犬 (返還犬 を含む)	引取犬	収容犬 〈捕獲犬 +引取犬〉 (返還犬を 含む)
236	84.0	49.0	70.2	182	76.1	43.6	63.1	171	82.9	44.7	68.4

#### イ 猫

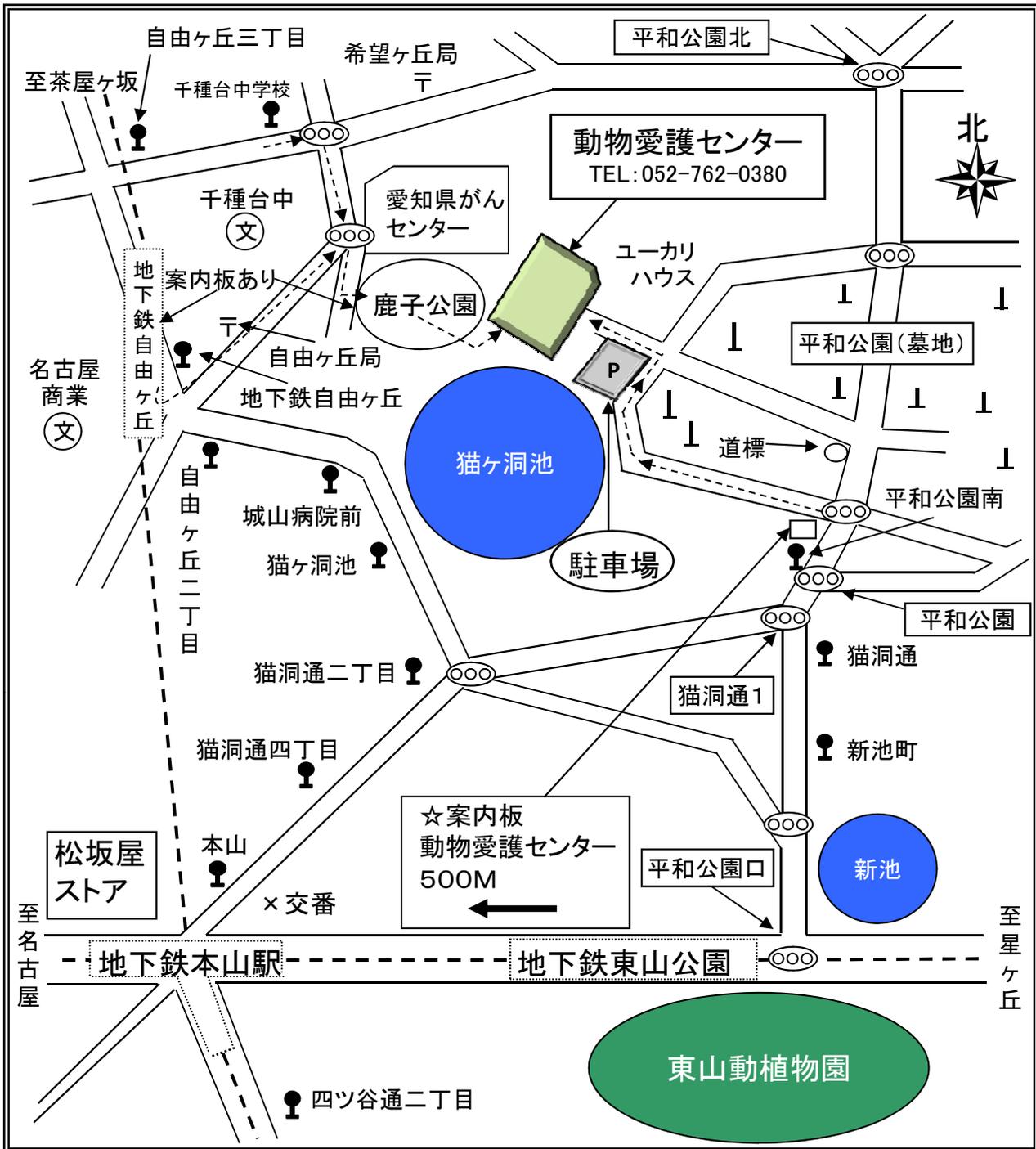
平成21年度		平成22年度		平成23年度	
譲渡頭数	救命率(%) (返還猫を含む)	譲渡頭数	救命率(%) (返還猫を含む)	譲渡頭数	救命率(%) (返還猫を含む)
146	3.2	192	4.6	243	7.3

(2)事業別実績数

		21年度		22年度		23年度	
		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
動物愛護を啓発する教室	なかよしワンワン教室	25	1,032	20	828	16	605
	動物愛護教室	86	1,465	111	1,325	90	1,321
	動物体験教室	63	291	50	175	57	191
	移動ふれあい教室	26	3,789	25	2,689	29	2,339
	愛護館夏休みガイドツアー	7	329	6	321	5	251
	犬猫のひみつ「もっと知ろう！犬・猫」	4	247	4	221	3	140
	その他の教室等	9	490	5	198	20	3,656
動物介在活動	所内ワンニャンなごやか教室	65	1,064	61	1,066	49	840
	所外ワンニャンなごやか教室	34	1,310	34	1,239	26	897
動物適正飼養啓発教室	犬のしつけ方教室	15	440	15	288	15	329
	犬のしつけ方教室(実技)	22	121	13	79	13	56
	犬のしつけ相談	37	136	19	83	20	48
	パピー教室	14	368	12	220	12	223
	狂注会場でのしつけ方相談	16	320	15	319	16	221
	区民祭等でのしつけ方相談	6	273	9	302	19	380
	犬の移動しつけ方教室	35	807	35	760	35	568
	犬の飼い方教室	303	846	277	643	169	533
	猫の飼い方教室	96	331	67	323	67	334
	猫の室内飼育モデル事業	26	1,578	28	1,344	30	1,325
	犬の散歩指導	1,456	3,705	1,317	3,631	1,095	2,965
その他の教室等	6	141	7	101	14	252	
子犬の飼主募集会		6	189	3	38	—	—
動物取扱責任者認定研修		2	60	2	50	2	52
動物取扱責任者継続研修		3	522	3	532	3	541
動物愛護週間行事	動物フェスティバル(センターコーナー)	1	1,750	1	1,300	1	1,400
	WanニャンふれあいDay	1	3,600	1	2,220	1	2,130
その他の講習会		5	201	16	123	16	179



# IV 名古屋市動物愛護センター案内図



## ☆ 交通機関

- ① 地下鉄自由ヶ丘駅2番出口から 徒歩15分(鹿子公園経由)
- ② 基幹バス2 千種台中学校下車 徒歩10分(鹿子公園経由)
- ③ 地下鉄星ヶ丘駅から市バス(地下鉄自由ヶ丘駅行)  
平和公園南下車 徒歩15分

〒464-0022 名古屋市千種区平和公園2-106 TEL762-0380